

市民税・県民税申告書の書き方

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の所得金額や、所得金額から差し引く金額等について記入してください。

住所・氏名等

住所、氏名、個人番号、生年月日、世帯主名、世帯主との続柄、自宅電話番号等を記入してください。

自宅電話番号欄は、携帯電話番号でも構いません。

1 収入金額等

収入金額をア～シへ記入してください。

収入金額とは、1月1日から12月31日までに得た金銭等のことです。

2 所得金額

所得金額を①～⑪へ記入し、合計金額を⑫へ記入してください。

収入金額から、必要経費を差し引いた金額が所得金額となります。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯～⑰について記入してください。

4 所得から差し引かれる金額

4 所得から差し引かれる金額
所得から差し引かれる金額を計算し、⑯～㉙へ記入してください。
また、⑯～㉙の合計金額を㉙に記入してください。

5 前年中に所得のなかつた人などの記入欄

の記入欄
前年中に所得のなかった人など
は、2-⑫に「0」と記入の上、該当す
る項目へ記入してください

「1 収入金額等」、「2 所得金額」の記入方法

収入金額をア～シへ記入し、所得金額を①～⑪、その合計を⑫へ記入してください。

所得の種類		内 容	必要経費等
営業等	ア ①	卸売業、小売業、飲食業、製造業、サービス業などの営業や、外交員報酬、大工、左官、板金等から生ずる所得【①に記入】	その収入を得るために支出した費用（減価償却費、販売商品の原価、雇人費、専従者給与額等）
農業	イ ②	農産物の生産、果樹の栽培、又は家畜類の飼育などから生ずる所得【②に記入】	
不動産	ウ ③	地代、家賃、アパートの貸付料などによる所得【③に記入】	
利子	エ ④	銀行に預けた預金の利子等【④に記入】	なし
配当	オ ⑤	株式、出資などの配当による所得【⑤に記入】	株式等を取得するための借入金の利子

所得の種類	内 容		必要経費等
給与 力 ⑥	給料、給与、俸給、賞与などの所得 所得の金額については、下表により計算してください。		
	給与所得等の収入金額合計 から まで	給 与 所 得 の 金 額	
	650,999円まで	0円	
	651,000円 1,624,999円	給与等の収入金額の合計額から65万円を控除した金額	
	1,625,000円 1,799,999円		
	1,800,000円 1,899,999円		
	1,900,000円 3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「 $A \times 4 \times 70\% - 8$ 万円」 「4」で割り、千円未満の端数を切り捨てる。(算出金額: A)	
	3,600,000円 6,599,999円	「 $A \times 4 \times 80\% - 44$ 万円」	
	6,600,000円 8,490,000円	「収入金額 × 90% - 110万円」	
	850万円以上	収入金額 - 195万円	
雜所得は、他の所得に当てはまらないキからケの所得。 キ 公的年金等に係る雜所得⑦と、ク 業務に係る雜所得⑧、ケ その他の雜所得⑨を足した金額を⑩に記入してください。			
雜 キ ⑦	公的年金等に係る雜所得 国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給などの所得。 障害者年金や遺族年金は非課税のため、所得金額には含まれません。 所得の金額については、下表により計算してください。		
	公的年金等に係る雜所得以外の所得に係る合計金額 1,000万円以下		
	65歳未満の方 (昭和36年1月2日 以後に生まれた方)	収入金額【キに記入】	公的年金等に係る雜所得【⑦に記入】
		600,000円以下	0円
		600,001～1,299,999円	収入金額 - 600,000円
		1,300,000～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
		4,100,000～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
		7,700,000～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
		10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円
	65歳以上の方 (昭和36年1月1日 以前に生まれた方)	1,100,000円以下	0円
		1,100,001～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
		3,300,000～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
		4,100,000～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
		7,700,000～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
		10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円
※公的年金等に係る雜所得以外の所得に係る合計金額が1,000万円を超える場合は、別計算となります。			
ク ⑧	業務に係る雜所得 シルバー人材センターからの配分金、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得【⑧に記入】		その収入を得るために支出した金額 ※シルバー人材センターからの配分金には特例が適用される場合があります。
ケ ⑨	その他の雜所得 生命保険会社や郵便局からの生命保険契約に基づく年金などのキ、ク以外のものによる所得【⑨に記入】		その収入を得るために支出した金額
総合 譲渡 コサ ⑪	機械・器具など、土地・建物以外の資産の譲渡による所得 短期譲渡 保有期間が5年未満の資産の譲渡 長期譲渡 保有期間が5年以上の資産の譲渡		資産を取得した金額、譲渡にかかった費用
一時 シ	生命保険契約に基づく一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞の賞金品などの一時的な所得		保険料や掛金等

総合譲渡所得と一時所得の特別控除

総合譲渡所得と一時所得は、収入から必要経費を差し引いた金額から、さらに特別控除を差し引きます。
特別控除の金額は、50万円(収入から必要経費を差し引いた金額が50万円未満の場合は、その金額)です。また、総合譲渡所得の場合、短期譲渡所得から先に控除します。

※総合譲渡所得と一時所得については、申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を参考にしてください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」の記入方法

下記の説明を参考に、所得から差し引かれる金額を⑬～⑰に記載し、その合計金額を⑲に記入してください。

控除の種類	内 容																						
社会保険料控除 ⑬	国民年金、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等を支払った金額が控除されます。【⑬に記入】なお、年金から特別徴収される国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、受給者本人以外の方が控除を受けることはできません。 ※国民年金を支払った人は、領収証書または口座振替されている通帳等をお持ちください。																						
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金、または個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合、その金額が控除されます。【⑭に記入】																						
生命保険料控除 ⑮	あなたや、あなたが生計を一にする親族のために支払った生命保険や、個人年金保険などの保険料や掛金から、契約者配当金を差し引いた残りの金額がある場合に控除されます。 一般的の生命保険、個人年金、介護医療の区分があり、その区分ごとに下記の表によって計算した金額の合計（上限7万円）を⑮に記入してください。また、一般的の生命保険と個人年金は、契約した年によって計算する表が異なります。 区分内で、新契約、旧契約の両方がある場合は、新契約、旧契約ごとに控除額を計算し、合計した金額がその区分の控除額となります。（上限2万8千円） ⑮控除額（上限7万円）=一般の生命保険料控除額+個人年金保険料控除額+介護医療保険料控除額 <table border="1"> <tr> <td>【新契約】 平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る保険料</td> <td>【旧契約】 平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る保険料</td> </tr> <tr> <td>年間の保険料</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000円</td> <td>保険料×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000円</td> <td>保険料×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> <tr> <td>年間の保険料</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円</td> <td>保険料×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円</td> <td>保険料×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </table>	【新契約】 平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る保険料	【旧契約】 平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る保険料	年間の保険料	控除額	12,000円以下	保険料の金額	12,001～32,000円	保険料×0.5+6,000円	32,001～56,000円	保険料×0.25+14,000円	56,001円以上	一律28,000円	年間の保険料	控除額	15,000円以下	保険料の金額	15,001～40,000円	保険料×0.5+7,500円	40,001～70,000円	保険料×0.25+17,500円	70,001円以上	一律35,000円
【新契約】 平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る保険料	【旧契約】 平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る保険料																						
年間の保険料	控除額																						
12,000円以下	保険料の金額																						
12,001～32,000円	保険料×0.5+6,000円																						
32,001～56,000円	保険料×0.25+14,000円																						
56,001円以上	一律28,000円																						
年間の保険料	控除額																						
15,000円以下	保険料の金額																						
15,001～40,000円	保険料×0.5+7,500円																						
40,001～70,000円	保険料×0.25+17,500円																						
70,001円以上	一律35,000円																						
地震保険料控除 ⑯	あなたや、あなたが生計を一にする親族が所有し、常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料を、あなたが支払った場合に控除されます。【⑯に記入】 地震保険料と旧長期損害保険料の区分があり、下記の表にて計算してください。 ⑯控除額（上限2万5千円）=控除額A+控除額B <table border="1"> <tr> <td>地震保険料額</td> <td>控除額A</td> <td>旧長期損害保険料額</td> <td>控除額B</td> </tr> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>地震保険料×1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>一律25,000円</td> <td>5,001～15,000円</td> <td>保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </table>	地震保険料額	控除額A	旧長期損害保険料額	控除額B	50,000円以下	地震保険料×1/2	5,000円以下	保険料の金額	50,001円以上	一律25,000円	5,001～15,000円	保険料×0.5+2,500円			15,001円以上	一律10,000円						
地震保険料額	控除額A	旧長期損害保険料額	控除額B																				
50,000円以下	地震保険料×1/2	5,000円以下	保険料の金額																				
50,001円以上	一律25,000円	5,001～15,000円	保険料×0.5+2,500円																				
		15,001円以上	一律10,000円																				
寡婦控除 ⑰	⑰のひとり親控除に該当せず、令和7年12月31日現在、次のいずれかに該当する場合は、寡婦控除が適用されます。該当する□にレ点をつけてください。 (1)令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること (2)以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻していない人または夫が生死不明などの人 ◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ⑰控除額 26万円																						
ひとり親控除 ⑱	令和7年12月31日現在、次の全てに該当する場合には、ひとり親控除が受けられます。該当する□にレ点をつけてください。 (1)令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること (2)総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者、又は扶養親族となっている場合を除く）がいること (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ⑱控除額 30万円																						
勤労学生控除 ⑲	令和7年12月31日現在、あなたが次の（1）から（3）の全てに該当する場合には、勤労学生控除が受けられます。該当の方は、□にレ点をつけ、学校名を記入してください。 (1)学生または生徒であること (2)給与所得など、勤労による所得があること (3)合計所得金額が85万円以下、かつ、給与以外の所得が10万円以下であること ⑲控除額 26万円																						
障害者控除 ⑳	あなたや、あなたの控除対象配偶者、または扶養親族が、心身に障がいがあり、身体障害者手帳や「障害者控除対象者認定書」等の交付を受けている場合に適用される控除です。対象の方の氏名と、障がいの程度を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>対象要件</td> <td>⑳控除金額</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>特別障害者の方と同居を常況としている場合</td> <td>53万円</td> </tr> </table>	区分	対象要件	⑳控除金額	障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円	特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円	同居特別障害者	特別障害者の方と同居を常況としている場合	53万円										
区分	対象要件	⑳控除金額																					
障害者	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円																					
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円																					
同居特別障害者	特別障害者の方と同居を常況としている場合	53万円																					

控除の種類		内 容							
配偶者控除	②①	あなたの合計所得が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合に、下表にあてはまる金額が控除されます。【②①に記入】 配偶者の氏名と、生年月日を記入してください。							
		配偶者の年齢	あなたの合計所得金額	900万円以下 950万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下			
配偶者特別控除	②②	69歳以下(昭和31年1月2日以後)	33万円	22万円	11万円	1,000万円超			
		70歳以上(昭和31年1月1日以前)	38万円	26万円	13万円	0円			
扶養控除	②③	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が下表にあてはまる場合に適用される控除です。【②③に記入】 配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額を記入してください。							
		配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額	900万円以下 950万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下			
16歳未満の扶養親族	②④	580,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000万円超			
		1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	0円			
特定親族特別控除	②⑤	1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円				
		1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円				
特定親族特別控除	②⑥	1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円				
		1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円				
特定親族特別控除	②⑦	1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円				
		1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円				
		1,330,001円以上	0円						
基礎控除	②⑧	あなたと生計を一にする合計所得金額が58万円以下の親族を扶養している場合に適用される控除です。【②⑧に記入】 扶養者の氏名、生年月日、続柄、控除額を記入し、同居・別居区分のあてはまる□にレ点をつけてください。							
		区分	対象要件	②⑧控除金額					
雜損控除	②⑨	控除対象扶養親族	平成22年1月1日以前に生まれた方で、下記のいずれにもあてはまらない人	33万円					
		特定扶養親族	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人	45万円					
雜損控除	②⑩	老人扶養親族	昭和31年1月1日以前に生まれた人	38万円					
		同居老親等	老人扶養親族の方と同居を常況としている人	45万円					
雜損控除	②⑪	平成22年1月2日以後に生まれた扶養親族です。控除の対象とはなりませんが、市民税・県民税の算定に必要なため、扶養している場合は必ず記入してください。 扶養者の氏名、生年月日、続柄を記入し、同居・別居区分のあてはまる□にレ点をつけてください。							
		あなたと生計を一にする平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた親族の合計所得金額が下表にあてはまる場合に適用される控除です。 親族の氏名、生年月日、合計所得金額を記入し、特定親族である場合には「特親」欄に○をしてください。							
特定親族特別控除	②⑫	特定親族の合計所得金額	②⑫控除金額						
		58万円超 95万円以下	45万円						
特定親族特別控除	②⑬	95万円超 100万円以下	41万円						
		100万円超 105万円以下	31万円						
特定親族特別控除	②⑭	105万円超 110万円以下	21万円						
		110万円超 115万円以下	11万円						
特定親族特別控除	②⑮	115万円超 120万円以下	6万円						
		120万円超 123万円以下	3万円						
基礎控除	②⑯	あなたの合計所得金額が下表にあてはまる場合に適用される控除です。【②⑯に記入】							
		あなたの合計所得金額	②⑯控除金額	あなたの合計所得金額	②⑯控除金額				
雜損控除	②⑰	2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円				
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	0円(適用なし)				
雜損控除	②⑱	あなたや、あなたが生計を一にする親族が所有する資産が災害などによって損害を受けた場合に、次の式で計算したいずれか多い金額が控除されます。【②⑱に記入】 (1) (損失額) - (総所得金額等 × 1/10) (2) (災害関連支出の金額 - 保険金等の額) - 5万円 ※損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等により補てんされる金額 ※災害関連支出の金額とは、損害を受けた資産の取り壊し・除去・原状回復のために支出した金額							
		あなたや、あなたが生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合、適用される控除です。【②⑲に記入】 控除額②⑲(上限200万円) = (支払った医療費 - 保険等により補てんされた金額) - [(総所得金額等 × 5/100)または、10万円のいずれか少ない方]							
医療費控除(特例)	②⑳	あなたや、あなたが生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費があり、かつあなたが健康の保持増進及び疾病的予防として一定の取組を行っている場合に、適用される控除です。【②⑳に記入】※従来の医療費控除との選択適用になります(重複しては受けられません)。 控除額②⑳(上限8万8千円) = (特定一般用医薬品等購入費 - 保険等により補てんされた金額) - 1万2千円							